

肉用牛の事業細目

実施要領別紙1の第1の2の肉用牛の事業細目については、次のとおりとする。

第1 事業の内容等

事業実施主体が行う、次の取組に対する助成を行うものとする。

1 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 近交係数の上昇抑制改良手法の検討

- ① 近交係数の上昇抑制改良手法の確立及び活用手法の検討をするため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
- ② ①の改良手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。

(2) 地域固有系統の再構築

牛群の系統等を造成・再構築しようとする農業者集団が行う、検討会・研修会の開催、新たな系統分類手法を活用した遺伝資源等の実態調査、交配計画の作成・指導等の取組。

2 多様な種雄牛の活用促進対策

(1) 希少系統種雄牛産子肥育奨励金

多様な牛肉生産に対するニーズに即した多様な形質等を持つ種雄牛の利用を促進するため、次の①又は②のいずれかの種雄牛産子の枝肉成績の提供に協力する肥育生産者に対し、奨励金を交付する取組。

- ① 「家畜改良増殖の取組に係る検定実施方法及び基準について」（平成18年6月23日付け18生畜第889号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）別紙2の第2の7の(2)の④により選定された広域後代検定に係る共同利用種雄牛又は改良推奨牛（事業実施年度から起算して過去3年間に選抜されたものに限る。）
- ② 脂肪の質や系統造成など、枝肉形質（枝肉重量、胸最長筋面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値、脂肪交雑）以外の形質の改良等を目的に選抜された種雄牛。

3 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

(1) 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛の改良基盤の強化に必要な遺伝的能力評価を行うため、独立行政法人家畜改良センター（以下「改良センター」という。）の技術指導の下に行う、次の①から③までの取組。

① 遺伝的能力評価情報の活用及び指導

肉用牛の遺伝的能力評価情報を活用した牛群の改良を推進するため、全国的な推進会議を開催するとともに、地域における指導活動を行う取組。

② 産肉情報基盤の強化・活用

肉用牛産肉情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、その結果をデータ提供した生産者等へ提供するとともに、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。

- ③ 血統・登録情報基盤の強化・活用
血統・登録情報の効率的な収集、蓄積、分析を行い、遺伝的能力評価に必要な情報を改良センターに提供する取組。
- (2) 新たな改良形質の検討・評価
 - ① 「食味等」や「繁殖性」等、枝肉形質以外の形質等を含めた新たな評価手法を確立するため、専門的知見を有する学識者等で構成する検討委員会を開催する取組。
 - ② 新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入、①の評価手法を確立するために必要なサンプルの収集、処理、分析等を行う取組。
- (3) 肉用牛の出荷時期早期化対策
 - ① 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器を導入する取組。
 - ② 肥育牛の出荷適期を見極めるために必要な機器の活用マニュアルの作成や技術研修会を開催する取組。

第2 事業の要件及び留意事項

各事業の要件及び留意事項は、以下のとおりとする。

1 対象となる品種等

本事業の対象となる畜種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種とする。

2 地域固有系統の再構築等支援対策

(1) 第1の1の(1)の事業(近交係数の上昇抑制改良手法の検討)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の実施及び評価にあたっては、外部有識者に助言を求めること。
- ② 事業で収集、蓄積、分析した情報及びSNP分析のために抽出したDNAその他の収集した試料の取扱い(例:目的外の利用の禁止等)等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第1の1の(2)の事業(地域固有系統の再構築)の要件及び留意事項は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業の対象となる農業者集団が、次の要件を満たすこと。
 - ア 生産者(3戸以上)が構成員となっていること。
 - イ 地域の特色ある牛づくりや地域ブランド造りなど、和牛の育種改良に取り組む集団であること。
- ② 本事業の補助対象経費には、家畜購入費、受精卵導入費及び受精卵生産・移植費は含まないものとする。

3 多様な種雄牛の活用促進対策

(1) 第1の2の(1)の事業(希少系統種雄牛産子肥育奨励金)の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 奨励金交付対象牛を、次のいずれにも該当する牛に限ること。
 - ア 公益社団法人全国和牛登録協会が発行する子牛登記を有するものであること。
 - イ 導入月齢が生後12ヶ月齢未満であること。

② 奨励金交付対象牛の所有者（肥育農家）は、「肉用牛の枝肉情報の収集・利用に関する基本方針」（平成 17 年 3 月 30 日付け 16 生畜第 4391 号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長通知）に定める協力肥育農家に限ること。

4 多様な改良情報の収集・分析及び肉用牛の出荷時期早期化等対策

(1) 第 1 の 3 の (1) の事業（産肉情報基盤の強化・活用）の要件は次に掲げるとおりとする。

- ① 事業実施主体は、本事業の成果を本事業に参加していない者に対して広く普及するための活動を行うこと。
- ② 遺伝的能力評価情報の対象とする肉用牛は、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 32 条の 2 第 1 項の農林水産大臣の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が行う登録又は登記の対象となる肉専用種であること。
- ③ 第 1 の 3 の (1) の①の地域における指導活動の対象は、和牛改良組合等が組織されるなど、集団的かつ継続的に改良に取り組むことが確実な地域であること。また、地域における指導活動の指導者は、事業実施期間中、遺伝的能力評価情報を活用した指導を継続して行うことができる者であること。
- ④ 事業で収集、蓄積、分析した情報及び SNP 分析のために抽出した DNA その他の収集した試料の取扱い（例：目的外の利用の禁止等）等について必要な規程を定め、適切に取り扱うこと。

(2) 第 1 の 3 の (2) の事業（新たな改良形質の検討・評価）の要件は次に掲げるとおりとする。

第 1 の 3 の (2) で機器を導入した実証団体は、第 3 に定める事業評価報告書の提出期日後、引き続き新たな改良形質の評価を行い、第 1 の 3 の (2) で導入した機器により収集した測定値は、本機器の法定耐用年数が経過するまで改良センターに提供すること。

(3) 第 1 の 3 の (3) の事業（肉用牛の出荷時期早期化対策）の要件は次に掲げるとおりとする。

第 3 に定める事業評価報告書の提出期日後、第 1 の 3 の (3) の①で導入した機器を引き続き肥育牛の出荷時期の早期化のために利用すること。

第 3 事業評価の提出期日

実施要領別紙 1 の第 5 の 2 に定める事業評価報告書の提出期日は下表のとおりとする。

事業の内容	提出期日
1 第 1 の 1 及び 3 の事業	事業実施年度の翌年度の 4 月末まで
2 第 1 の 2 の事業	肥育終了年度の翌年度の 4 月末まで
3 第 1 の 3 の (2) のうち、新たな改良形質を測定するために必要な機器の導入した取組及び第 1 の 3 の (3) のうち①の事業	事業実施年度の 3 年後の 4 月末まで

注 1 第 1 の 2 の事業により導入した肥育牛について、事業達成状況の報告を行った

翌年度から肥育牛の全てが出荷（枝肉評価）されるまでの間、経過を毎年度報告すること。

注2 第1の3の（2）及び（3）の事業により機器を導入した場合は、事業評価報告の提出期日までの間、経過を毎年度報告すること。